

千葉県開発行為等規制細則の一部改正について

1 概要

行政手続等のデジタル化を推進することで県民等の負担を軽減し、利便性の向上等を図るため、令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について」の通知に基づき押印廃止及び「都市計画法施行規則」（昭和44年建設省令第49号）の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

2 対象の規則

千葉県開発行為等規制細則（昭和45年千葉県規則第52号）

3 主な改正内容

- ・「押印見直し方針」対象の14様式のうち13様式の押印廃止
- ・その他、引用条項ズレ等の規定の整備

4 施行期日

令和4年4月1日から施行する。